

最高の号給を超える給料月額を受ける任期付職員等の給料月額の切替えに関する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第5号

最高の号給を超える給料月額を受ける任期付職員等の給料月額の切替えに関する規則

(任期付職員条例第7条第3項の規定による給料月額の切替え)

第1条 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成15年佐賀県条例第2号)第7条第3項の規定による給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、843,000円に、122,000円にその者の切替日の前日における給料月額から845,000円を減じて得た額を123,000円で除して得た数を乗じて得た額を加えた額とする。

(任期付研究員給与条例第5条第4項の規定による給料月額の切替え)

第2条 切替日の前日において一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(平成15年佐賀県条例第3号)第5条第4項の規定による給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、804,000円に、その者の切替日の前日における給料月額から805,000円を減じて得た額を加えた額とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(最高の号給を超える給料月額を受ける任期付職員の給料月額の切替えに関する規則の廃止)

2 最高の号給を超える給料月額を受ける任期付職員の給料月額の切替えに関する規則(平成26年佐賀県人事委員会規則第19号)は、廃止する。